**宿舎貸与申請書**

令和 年 月 日

東京大学総長　　殿

現住所

所属部課名

職名

俸給表・級・号俸

フリガナ

氏名

宿舎の貸与を受けたいので申請します。なお、下欄記載の同居者についても、併せて申請します｡宿舎の使用については、貸与の条件に反しないことを確約します。

1.申請の理由

2.自宅保有の有無

|  |
| --- |
| 自宅（1戸建ての住宅又は長屋若しくは共同住宅の住戸）を 保有している 保有していない |
| （以下該当者が記載）  自宅の所在地  宿舎貸与の必要性が失われない理由 |

3.同居者

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 氏名 | 年齢 | 性別 | 本人との続柄 | 職業（学年） | 備考 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **宿舎貸与承認書**  令和 年 月 日  東京大学総長  上記申請者に対し、下記のとおり宿舎の貸与を承認します｡また、上記同居者についても、併せて承認します。  記  １. 宿舎   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 宿舎名 | | 戸番 | 所在地 | | |  | |  |  | | | 専用面積 | 宿舎使用料月額 | | 入居日 | 備考 | | ㎡ | 円 | | 令和　　　年　　　月　　　日 | 裏面2.の貸与  の条件参照 |   （注）宿舎使用料月額には、自動車の保管場所に係るものは含まない｡ |

（裏面）

2. 貸与の条件

1. 被貸与者（宿舎の貸与を受けている者をいう。以下同じ。）は、善良な管理者の注意をもって宿舎を使用しなければならない。
2. 被貸与者は、宿舎の全部若しくは一部を第三者に貸し付け、若しくは居住の用以外の用に供し、又は承認を受けないで改造、模様替その他の工事を行ってはならない。
3. 被貸与者は、その責に帰すべき事由により宿舎を滅失し、損傷し、又は汚損したときは遅滞なく､これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。  
   ただし、その滅失、損傷又は汚損が故意又は重大な過失によらない火災に基づくものである場合には、この限りではない。
4. 天災、時の経過その他被貸与者の責に帰すことのできない事由により宿舎が損傷し、又は汚損した場合において、その損傷又は汚損が軽微であるときは、その修繕に要する費用は、被貸与者が負担しなければならない。
5. 被貸与者が次の各号の一に該当することとなった場合には、その該当することとなった日から20日以内に宿舎を明け渡さなければならない。

イ 役員（非常勤を除く。）又は常勤の教職員（特定有期雇用教職員を除く。）のいずれにも該当しなくなったとき。  
ただし、看護師宿舎については、常勤の教職員（特定有期雇用教職員を含む。）又は短時間勤務有期雇用教職員のいずれにも該当しなくなったとき。

ロ 死亡したとき。

ハ 人事異動等により宿舎に居住する資格を失い、又はその必要がなくなったとき。

ニ 宿舎を廃止する必要が生じたため、東京大学から明渡しを請求されたとき。

1. 被貸与者は、1.の入居日から10日以内に宿舎に入居しなければならない。入居期限までに入居しないときは、貸与の承認を取り消すことがある。
2. 被貸与者が宿舎を明け渡す場合には、明け渡す日の5日前までに明け渡す日を届け出るとともに、宿舎を正常な状態において引き渡さなければならない｡ただし、やむを得ないときは、この限りではない。
3. 被貸与者は、申請書記載事項のうち、2.（自宅保有の有無）について変更が生じた場合には、すみやかに宿舎担当者へ届け出なければならない。
4. 被貸与者は、新たに主としてその収入により生計を維持する者以外の者を臨時に同居させようとするときは、すみやかに宿舎担当者へ届出を行い、東京大学の承認を得なければならない。
5. 宿舎の維持管理の必要に基づいて、東京大学において宿舎の内外を調査するときは、被貸与者は正当な事由がなくこれを拒んではならない。
6. 鉄筋及びブロックでは犬、猫、鶏等は飼育してはならない。
7. 上記のほか、被貸与者は、宿舎の使用についての指示に反してはならない。